

一般社団法人 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会 専門医制度規則

第1章 総 則

第1条 この制度は、高気圧環境医学を進歩発展させ、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会は、前条の目的を達成するため、この制度により、日本臨床高気圧酸素・潜水医学会専門医（以下専門医と略記）を置く。

第2章 専門医制度を運用する機関

第3条 日本臨床高気圧酸素・潜水医学会は専門医制度の運用および専門医の審査にあたって、専門医制度委員会を設置する。

第3章 専門医制度委員会

第4条 専門医制度委員会は、専門医制度の運用及び専門医の審査を行うとともに運用にあたって生じた疑義を処理する。

第5条 専門医制度委員会は、委員を正会員の中から選任し、その定員は5名以上7名以内とする。

第6条 専門医制度委員会の委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第7条 専門医制度委員会の委員長は、代表理事が評議員の中から選出し、専門医制度委員会委員は委員長が正会員の中から推薦して、それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第8条 専門医制度委員会委員に欠員を生じたときは、専門医制度委員会の議を経て、代表理事が委員の補充を行う。補充によって専任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 専門医制度委員会は定員の3分の2以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。文書による意思の表示は出席と認めない。

第10条 専門医制度委員会の委員長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

第11条 専門医制度委員会委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第12条 専門医制度委員会の事務は、日本臨床高気圧酸素・潜水医学会事務所において行う。

第4章 附 則

第13条 この規則は、平成19年1月10日から施行する。

第14条 この規則は専門医制度委員会、理事会、評議員会の議決を経なければ、変更もしくは廃止することができない。